

刈谷市教育委員会組織機構の改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第9号

刈谷市教育委員会組織機構の改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(刈谷市庁舎管理規則の一部改正)

第1条 刈谷市庁舎管理規則(昭和40年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「課(」を「課及び室(」に改める。

(刈谷市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第2条 刈谷市職員の退職管理に関する規則(平成28年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第12条第5号中「及び課長」を「、課長及び室長」に改める。

(刈谷市予算決算会計規則の一部改正)

第3条 刈谷市予算決算会計規則(平成2年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「(平成4年教育委員会規則第3号)に定める課」を「に定める課及び室」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 1 0 号

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成 2 7 年規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 1 号中ア及びイを削り、ウをアとし、エからカをイからエとし、同項第 2 号中「前号アからカまで」を「前号アからエまで」に改め、同項第 3 号から第 6 号までの規定中「第 1 号アからカまで」を「第 1 号アからエまで」に改め、同条第 4 項第 3 号中「減免」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）第 1 1 条第 2 号の森林環境税の免除」を加え、同条第 9 項第 1 号ア中「身体障害者手帳関係情報」を「身体障害者福祉法第 1 5 条第 1 項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）」に改め、同号イ中「精神障害者保健福祉手帳関係情報」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 1 項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該措置に係る者に係る療育手帳（厚生労働大臣の定めるところにより愛知県知事が交付するものをいう。）の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「療育手帳関係情報」という。）

第 3 条第 9 項第 2 号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該措置に係る者に係る療育手帳関係情報

第 3 条第 1 2 項を削り、同条第 1 3 項中「別表第 2 の 1 3 の項」を「別表第 2 の

1 2 の項」に改め、同項第 1 号中ア及びイを削り、ウをアとし、エをイとし、同項第 2 号中ア及びイを削り、ウをアとし、エをイとし、同項第 3 号中ア及びイを削り、ウをアとし、エをイとし、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 4 項中「別表第 2 の 1 4 の項」を「別表第 2 の 1 3 の項」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

1 4 条例別表第 2 の 1 4 の項の規則で定める事務は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 8 2 号）第 1 0 条第 1 項の災害援護資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の 1 4 の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

（1）当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

（2）当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

第 3 条第 1 7 項第 1 号中ア及びイを削り、ウをアとし、エからカをイからエとし、同項第 2 号中「前号アからカまで」を「前号アからエまで」に改め、同項第 3 号から第 5 号までの規定中「第 1 号アからカまで」を「第 1 号アからエまで」に改め、同項第 6 号中「第 7 8 条第 1 項から第 3 項まで」を「第 7 8 条第 1 項及び第 2 項」に、「第 1 号アからカまで」を「第 1 号アからエまで」に改め、同条第 1 8 項第 2 3 号中ウを削り、エをウとし、同条第 2 0 項第 1 号中「子どものための教育・保育給付に係る」を削り、同条第 2 1 項第 1 号カ中「療育手帳（厚生労働大臣の定めるところにより愛知県知事が交付するものをいう。）の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「療育手帳関係情報」という。）」を「療育手帳関係情報」に改め、同条第 2 2 項第 1 号中コをサとし、オからケをカからコとし、エの次に次のように加える。

オ 当該申請を行う者に係る療育手帳関係情報

第 3 条第 2 3 項第 1 号中キをクとし、エからカをオからキとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該請求を行う者に係る療育手帳関係情報

第 3 条第 2 3 項第 2 号中キをクとし、エからカをオからキとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該届出を行う者に係る療育手帳関係情報

第 3 条第 2 4 項第 1 号中チをツとし、カからタをキからチとし、オの次に次のよ

うに加える。

カ 療育手帳関係情報

第3条第24項第2号「前号アからチまで」を「前号アからツまで」に改め、同項第3号から第6号までの規定中「第1号アからチまで」を「第1号アからツまで」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 1 1 号

刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

刈谷市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 1 1 号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「又は学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行う」に改め、「をいう。）」の次に「又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

刈谷市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第12号

刈谷市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改
正する規則

刈谷市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第16号中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上引き続き勤務しているもの」を削り、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行う」に改め、「をいう。）」の次に「又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加」を加え、同項第17号及び第18号中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上引き続き勤務しているもの」を削り、同条第2項中「前項第9号から第12号まで」を「前項第9号、第10号、第12号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

刈谷市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第13号

刈谷市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

刈谷市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第34条中「第5条第5項」を「第5条第5項第1号」に、「同項」を「同号」に改める。

第39条中「降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）
- (2) 行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上の職員 降号した日の前日に受けていた号給より1号給下位の号給

別表第4を次のように改める。

別表第4 経験年数換算表（第6条関係）

経歴		換算率
地方公務員、国家公務員又は民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	100 / 100
	その他の期間	100 / 100以下
兵役期間（その期間に引き続き海外によく留された期間を含む。）	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100 / 100以下
	その他の期間	80 / 100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正		100 / 100以下

規の修学年数内の期間に限る。)		
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100 / 100 以下
	その他の期間	25 / 100 以下 (部内の他の職員との権衡を著しく失う場合は、50 / 100 以下)

別表第7から別表第7の3までを次のように改める。

別表第7 (第21条関係)

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表 (一) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	

3 7	5	1 7	1 7	2 9	2 5	1 3	5	
3 8	6	1 8	1 8	3 0	2 6	1 3	5	
3 9	7	1 9	1 9	3 1	2 7	1 3	5	
4 0	8	2 0	2 0	3 2	2 8	1 3	5	
4 1	9	2 1	2 1	3 3	2 9	1 4	5	
4 2	1 0	2 2	2 2	3 4	2 9	1 4	5	
4 3	1 1	2 3	2 3	3 5	3 0	1 4	5	
4 4	1 2	2 4	2 4	3 6	3 0	1 4	5	
4 5	1 3	2 5	2 5	3 7	3 1	1 5	5	
4 6	1 4	2 6	2 6	3 8	3 1	1 5		
4 7	1 5	2 7	2 7	3 9	3 2	1 5		
4 8	1 6	2 8	2 8	4 0	3 2	1 5		
4 9	1 7	2 9	2 9	4 1	3 3	1 5		
5 0	1 8	3 0	3 0	4 2	3 3	1 5		
5 1	1 9	3 1	3 1	4 3	3 4	1 5		
5 2	2 0	3 2	3 2	4 4	3 4	1 5		
5 3	2 1	3 3	3 3	4 5	3 5	1 5		
5 4	2 1	3 3	3 4	4 6	3 5	1 5		
5 5	2 2	3 4	3 5	4 7	3 6	1 5		
5 6	2 2	3 4	3 6	4 8	3 6	1 5		
5 7	2 3	3 5	3 7	4 9	3 7	1 5		
5 8	2 3	3 5	3 7	5 0	3 7	1 5		
5 9	2 4	3 6	3 7	5 1	3 8	1 5		
6 0	2 4	3 6	3 8	5 2	3 8	1 5		
6 1	2 5	3 7	3 8	5 3	3 8	1 5		
6 2	2 5	3 8	3 8	5 4	3 8	1 5		
6 3	2 6	3 9	3 9	5 5	3 8	1 5		
6 4	2 6	4 0	3 9	5 6	3 8	1 5		
6 5	2 7	4 1	3 9	5 7	3 8	1 5		
6 6	2 7	4 1	4 0	5 8	3 8	1 6		
6 7	2 8	4 2	4 0	5 9	3 8	1 6		
6 8	2 8	4 2	4 0	6 0	3 8	1 6		
6 9	2 9	4 3	4 1	6 0	3 9	1 6		
7 0	2 9	4 3	4 1	6 0	3 9	1 6		
7 1	2 9	4 4	4 1	6 0	3 9	1 6		
7 2	3 0	4 4	4 2	6 0	3 9	1 6		
7 3	3 0	4 5	4 2	6 1	3 9	1 7		
7 4	3 0	4 5	4 2	6 1	3 9			
7 5	3 1	4 5	4 3	6 1	3 9			
7 6	3 1	4 5	4 3	6 1	3 9			
7 7	3 1	4 5	4 3	6 1	3 9			
7 8	3 2	4 6	4 4	6 2	3 9			
7 9	3 2	4 6	4 4	6 2	3 9			
8 0	3 2	4 6	4 4	6 2	3 9			
8 1	3 3	4 6	4 5	6 3	4 0			
8 2	3 3	4 6	4 5	6 4	4 0			
8 3	3 3	4 7	4 5	6 5	4 0			
8 4	3 4	4 7	4 5	6 6	4 0			
8 5	3 4	4 7	4 6	6 7	4 1			
8 6	3 4	4 7	4 6					
8 7	3 5	4 7	4 6					
8 8	3 5	4 8	4 6					
8 9	3 5	4 8	4 7					
9 0	3 6	4 8	4 7					
9 1	3 6	4 8	4 7					

9 2	3 6	4 8	4 7					
9 3	3 7	4 9	4 7					
9 4		4 9	4 7					
9 5		4 9	4 7					
9 6		4 9	4 8					
9 7		4 9	4 8					
9 8		5 0	4 8					
9 9		5 0	4 8					
1 0 0		5 0	4 8					
1 0 1		5 0	4 8					
1 0 2		5 0	4 8					
1 0 3		5 1	4 9					
1 0 4		5 1	4 9					
1 0 5		5 1	4 9					
1 0 6		5 1	4 9					
1 0 7		5 1	4 9					
1 0 8		5 2	4 9					
1 0 9		5 2	4 9					
1 1 0		5 2						
1 1 1		5 2						
1 1 2		5 2						
1 1 3		5 2						
1 1 4		5 2						
1 1 5		5 2						
1 1 6		5 2						
1 1 7		5 3						
1 1 8		5 3						
1 1 9		5 3						
1 2 0		5 3						
1 2 1		5 3						
1 2 2		5 3						
1 2 3		5 3						
1 2 4		5 3						
1 2 5		5 3						

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

イ 行政職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
1 0	1	1
1 1	1	1
1 2	1	1
1 3	1	1
1 4	1	1

1 5	1	1
1 6	1	1
1 7	1	1
1 8	1	1
1 9	1	1
2 0	1	1
2 1	1	1
2 2	1	1
2 3	1	1
2 4	1	1
2 5	1	1
2 6	1	1
2 7	1	1
2 8	1	1
2 9	1	1
3 0	1	2
3 1	1	3
3 2	1	4
3 3	1	5
3 4	1	6
3 5	1	7
3 6	1	8
3 7	1	9
3 8	2	1 0
3 9	3	1 1
4 0	4	1 2
4 1	5	1 3
4 2	6	1 4
4 3	7	1 5
4 4	8	1 6
4 5	9	1 7
4 6	1 0	1 8
4 7	1 1	1 9
4 8	1 2	2 0
4 9	1 3	2 1
5 0	1 3	2 2
5 1	1 4	2 3
5 2	1 4	2 4
5 3	1 5	2 5
5 4	1 5	2 6
5 5	1 6	2 7
5 6	1 6	2 8
5 7	1 7	2 9
5 8	1 8	3 0
5 9	1 9	3 1
6 0	2 0	3 2
6 1	2 1	3 3
6 2	2 2	3 4
6 3	2 3	3 5
6 4	2 4	3 6
6 5	2 5	3 7
6 6	2 6	3 8
6 7	2 7	3 9
6 8	2 8	4 0
6 9	2 9	4 1

7 0	2 9	4 2
7 1	3 0	4 3
7 2	3 0	4 4
7 3	3 1	4 5
7 4	3 1	4 6
7 5	3 2	4 7
7 6	3 2	4 8
7 7	3 3	4 9
7 8	3 4	5 0
7 9	3 5	5 1
8 0	3 6	5 2
8 1	3 7	5 3
8 2	3 8	5 4
8 3	3 9	5 5
8 4	4 0	5 6
8 5	4 1	5 7
8 6	4 2	5 7
8 7	4 3	5 8
8 8	4 4	5 8
8 9	4 5	5 9
9 0	4 5	5 9
9 1	4 6	6 0
9 2	4 6	6 0
9 3	4 7	6 1
9 4	4 7	6 1
9 5	4 8	6 2
9 6	4 8	6 2
9 7	4 9	6 3
9 8	4 9	6 3
9 9	4 9	6 4
1 0 0	5 0	6 4
1 0 1	5 0	6 5
1 0 2	5 0	6 6
1 0 3	5 1	6 7
1 0 4	5 1	6 8
1 0 5	5 1	6 9
1 0 6	5 2	6 9
1 0 7	5 2	7 0
1 0 8	5 2	7 0
1 0 9	5 3	7 1
1 1 0	5 3	7 1
1 1 1	5 3	7 2
1 1 2	5 4	7 2
1 1 3	5 4	7 2
1 1 4	5 4	7 2
1 1 5	5 5	7 2
1 1 6	5 5	7 2
1 1 7	5 5	7 2
1 1 8	5 6	7 2
1 1 9	5 6	7 2
1 2 0	5 6	7 2
1 2 1	5 7	7 2
1 2 2	5 7	7 2
1 2 3	5 7	7 2
1 2 4	5 8	7 2

1 2 5	5 8	7 2
1 2 6	5 8	7 2
1 2 7	5 9	7 2
1 2 8	5 9	7 2
1 2 9	5 9	7 2
1 3 0	6 0	
1 3 1	6 0	
1 3 2	6 0	
1 3 3	6 1	
1 3 4	6 1	
1 3 5	6 1	
1 3 6	6 1	
1 3 7	6 2	
1 3 8	6 2	
1 3 9	6 2	
1 4 0	6 2	
1 4 1	6 3	
1 4 2	6 3	
1 4 3	6 3	
1 4 4	6 3	
1 4 5	6 3	
1 4 6	6 3	
1 4 7	6 3	
1 4 8	6 3	
1 4 9	6 3	
1 5 0	6 3	
1 5 1	6 3	
1 5 2	6 3	
1 5 3	6 3	
1 5 4	6 3	
1 5 5	6 3	
1 5 6	6 3	
1 5 7	6 3	
1 5 8	6 3	
1 5 9	6 3	
1 6 0	6 3	
1 6 1	6 3	

備考 昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第7の2（第22条の2関係）

降格時号給対応表

ア 行政職給料表（一）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3 3	2 1	2 1	9	1 3	1 7	1 2	1
2	3 3	2 2	2 2	1 0	1 4	1 8	1 7	2
3	3 3	2 3	2 3	1 1	1 5	1 9	2 1	3
4	3 4	2 4	2 4	1 2	1 6	2 0	2 8	4
5	3 5	2 5	2 5	1 3	1 7	2 2	4 5	9
6	3 6	2 6	2 6	1 4	1 8	2 4	4 5	9

7	3 7	2 7	2 7	1 5	1 9	2 6	4 5	9
8	3 9	2 8	2 8	1 6	2 0	2 8	4 5	9
9	4 0	2 9	2 9	1 7	2 1	3 0	4 5	9
1 0	4 2	3 0	3 0	1 8	2 2	3 2		
1 1	4 3	3 1	3 1	1 9	2 3	3 4		
1 2	4 4	3 2	3 2	2 0	2 4	3 6		
1 3	4 5	3 3	3 3	2 1	2 5	4 0		
1 4	4 6	3 4	3 4	2 2	2 6	4 4		
1 5	4 7	3 5	3 5	2 3	2 7	6 5		
1 6	4 8	3 6	3 6	2 4	2 8	7 2		
1 7	4 9	3 7	3 7	2 5	2 9	7 3		
1 8	5 0	3 8	3 8	2 6	3 0	7 3		
1 9	5 1	3 9	3 9	2 7	3 1	7 3		
2 0	5 2	4 0	4 0	2 8	3 2	7 3		
2 1	5 4	4 1	4 1	2 9	3 3	7 3		
2 2	5 6	4 2	4 2	3 0	3 4	7 3		
2 3	5 8	4 3	4 3	3 1	3 5	7 3		
2 4	6 0	4 4	4 4	3 2	3 6	7 3		
2 5	6 2	4 5	4 5	3 3	3 7	7 3		
2 6	6 4	4 6	4 6	3 4	3 8	7 3		
2 7	6 6	4 7	4 7	3 5	3 9	7 3		
2 8	6 8	4 8	4 8	3 6	4 0	7 3		
2 9	7 1	4 9	4 9	3 7	4 2	7 3		
3 0	7 4	5 0	5 0	3 8	4 4	7 3		
3 1	7 7	5 1	5 1	3 9	4 6	7 3		
3 2	8 0	5 2	5 2	4 0	4 8	7 3		
3 3	8 3	5 4	5 3	4 1	5 0	7 3		
3 4	8 6	5 6	5 4	4 2	5 2	7 3		
3 5	8 9	5 8	5 5	4 3	5 4	7 3		
3 6	9 2	6 0	5 6	4 4	5 6	7 3		
3 7	9 3	6 1	5 9	4 5	5 8	7 3		
3 8	9 3	6 2	6 2	4 6	6 8	7 3		
3 9	9 3	6 3	6 5	4 7	8 0	7 3		
4 0	9 3	6 4	6 8	4 8	8 4	7 3		
4 1	9 3	6 6	7 1	4 9	8 5	7 3		
4 2	9 3	6 8	7 4	5 0	8 5	7 3		
4 3	9 3	7 0	7 7	5 1	8 5	7 3		
4 4	9 3	7 2	8 0	5 2	8 5	7 3		
4 5	9 3	7 7	8 4	5 3	8 5	7 3		
4 6	9 3	8 2	8 8	5 4	8 5			
4 7	9 3	8 7	9 5	5 5	8 5			
4 8	9 3	9 2	1 0 2	5 6	8 5			
4 9	9 3	9 7	1 0 9	5 7	8 5			
5 0	9 3	1 0 2	1 0 9	5 8	8 5			
5 1	9 3	1 0 7	1 0 9	5 9	8 5			
5 2	9 3	1 1 6	1 0 9	6 0	8 5			
5 3	9 3	1 2 5	1 0 9	6 1	8 5			
5 4	9 3	1 2 5	1 0 9	6 2	8 5			
5 5	9 3	1 2 5	1 0 9	6 3	8 5			
5 6	9 3	1 2 5	1 0 9	6 4	8 5			
5 7	9 3	1 2 5	1 0 9	6 5	8 5			
5 8	9 3	1 2 5	1 0 9	6 6	8 5			
5 9	9 3	1 2 5	1 0 9	6 7	8 5			
6 0	9 3	1 2 5	1 0 9	7 2	8 5			
6 1	9 3	1 2 5	1 0 9	7 7	8 5			

6 2	9 3	1 2 5	1 0 9	8 0	8 5			
6 3	9 3	1 2 5	1 0 9	8 1	8 5			
6 4	9 3	1 2 5	1 0 9	8 2	8 5			
6 5	9 3	1 2 5	1 0 9	8 3	8 5			
6 6	9 3	1 2 5	1 0 9	8 4	8 5			
6 7	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5	8 5			
6 8	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5	8 5			
6 9	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5	8 5			
7 0	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5	8 5			
7 1	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5	8 5			
7 2	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5	8 5			
7 3	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5	8 5			
7 4	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
7 5	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
7 6	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
7 7	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
7 8	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
7 9	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
8 0	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
8 1	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
8 2	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
8 3	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
8 4	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
8 5	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
8 6	9 3	1 2 5						
8 7	9 3	1 2 5						
8 8	9 3	1 2 5						
8 9	9 3	1 2 5						
9 0	9 3	1 2 5						
9 1	9 3	1 2 5						
9 2	9 3	1 2 5						
9 3	9 3	1 2 5						
9 4	9 3	1 2 5						
9 5	9 3	1 2 5						
9 6	9 3	1 2 5						
9 7	9 3	1 2 5						
9 8	9 3	1 2 5						
9 9	9 3	1 2 5						
1 0 0	9 3	1 2 5						
1 0 1	9 3	1 2 5						
1 0 2	9 3	1 2 5						
1 0 3	9 3	1 2 5						
1 0 4	9 3	1 2 5						
1 0 5	9 3	1 2 5						
1 0 6	9 3	1 2 5						
1 0 7	9 3	1 2 5						
1 0 8	9 3	1 2 5						
1 0 9	9 3	1 2 5						
1 1 0	9 3							
1 1 1	9 3							
1 1 2	9 3							
1 1 3	9 3							
1 1 4	9 3							
1 1 5	9 3							
1 1 6	9 3							

1 1 7	9 3							
1 1 8	9 3							
1 1 9	9 3							
1 2 0	9 3							
1 2 1	9 3							
1 2 2	9 3							
1 2 3	9 3							
1 2 4	9 3							
1 2 5	9 3							

備考 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

イ 行政職給料表（二）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給	
	1級	2級
1	3 7	2 9
2	3 8	3 0
3	3 9	3 1
4	4 0	3 2
5	4 1	3 3
6	4 2	3 4
7	4 3	3 5
8	4 4	3 6
9	4 5	3 7
1 0	4 6	3 8
1 1	4 7	3 9
1 2	4 8	4 0
1 3	5 0	4 1
1 4	5 2	4 2
1 5	5 4	4 3
1 6	5 6	4 4
1 7	5 7	4 5
1 8	5 8	4 6
1 9	5 9	4 7
2 0	6 0	4 8
2 1	6 1	4 9
2 2	6 2	5 0
2 3	6 3	5 1
2 4	6 4	5 2
2 5	6 5	5 3
2 6	6 6	5 4
2 7	6 7	5 5
2 8	6 8	5 6
2 9	7 0	5 7
3 0	7 2	5 8
3 1	7 4	5 9
3 2	7 6	6 0
3 3	7 7	6 1
3 4	7 8	6 2
3 5	7 9	6 3
3 6	8 0	6 4
3 7	8 1	6 5
3 8	8 2	6 6
3 9	8 3	6 7

4 0	8 4	6 8
4 1	8 5	6 9
4 2	8 6	7 0
4 3	8 7	7 1
4 4	8 8	7 2
4 5	9 0	7 3
4 6	9 2	7 4
4 7	9 4	7 5
4 8	9 6	7 6
4 9	9 9	7 7
5 0	1 0 2	7 8
5 1	1 0 5	7 9
5 2	1 0 8	8 0
5 3	1 1 1	8 1
5 4	1 1 4	8 2
5 5	1 1 7	8 3
5 6	1 2 0	8 4
5 7	1 2 3	8 6
5 8	1 2 6	8 8
5 9	1 2 9	9 0
6 0	1 3 2	9 2
6 1	1 3 6	9 4
6 2	1 4 0	9 6
6 3	1 6 1	9 8
6 4	1 6 1	1 0 0
6 5	1 6 1	1 0 1
6 6	1 6 1	1 0 2
6 7	1 6 1	1 0 3
6 8	1 6 1	1 0 4
6 9	1 6 1	1 0 6
7 0	1 6 1	1 0 8
7 1	1 6 1	1 1 0
7 2	1 6 1	1 2 9
7 3	1 6 1	1 2 9
7 4	1 6 1	1 2 9
7 5	1 6 1	1 2 9
7 6	1 6 1	1 2 9
7 7	1 6 1	1 2 9
7 8	1 6 1	1 2 9
7 9	1 6 1	1 2 9
8 0	1 6 1	1 2 9
8 1	1 6 1	1 2 9
8 2	1 6 1	1 2 9
8 3	1 6 1	1 2 9
8 4	1 6 1	1 2 9
8 5	1 6 1	1 2 9
8 6	1 6 1	1 2 9
8 7	1 6 1	1 2 9
8 8	1 6 1	1 2 9
8 9	1 6 1	1 2 9
9 0	1 6 1	1 2 9
9 1	1 6 1	1 2 9
9 2	1 6 1	1 2 9
9 3	1 6 1	1 2 9
9 4	1 6 1	1 2 9

9 5	1 6 1	1 2 9
9 6	1 6 1	1 2 9
9 7	1 6 1	1 2 9
9 8	1 6 1	
9 9	1 6 1	
1 0 0	1 6 1	
1 0 1	1 6 1	
1 0 2	1 6 1	
1 0 3	1 6 1	
1 0 4	1 6 1	
1 0 5	1 6 1	
1 0 6	1 6 1	
1 0 7	1 6 1	
1 0 8	1 6 1	
1 0 9	1 6 1	
1 1 0	1 6 1	
1 1 1	1 6 1	
1 1 2	1 6 1	
1 1 3	1 6 1	
1 1 4	1 6 1	
1 1 5	1 6 1	
1 1 6	1 6 1	
1 1 7	1 6 1	
1 1 8	1 6 1	
1 1 9	1 6 1	
1 2 0	1 6 1	
1 2 1	1 6 1	
1 2 2	1 6 1	
1 2 3	1 6 1	
1 2 4	1 6 1	
1 2 5	1 6 1	
1 2 6	1 6 1	
1 2 7	1 6 1	
1 2 8	1 6 1	
1 2 9	1 6 1	

備考 降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第7の3（第33条関係）

昇給号給数表

ア 条例第5条第5項の規定の適用を受ける職員以外の職員の昇給号給数表

昇給区分	A	B	C
昇給の号給数	6号給以上	4号給	2号給

イ 条例第5条第5項の規定の適用を受ける職員の昇給号給数表

昇給区分		A	B	C
昇給の号給数	条例第5条第5項第2号に掲げる職員	1号給又は 2号級	0号給	0号給

	上記以外の職員	1号給以上	0号給	0号給
--	---------	-------	-----	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(令和7年4月1日における昇格等をした職員の号給の特例)
- 2 令和7年4月1日に昇格又は降格(以下「昇格等」という。)をした職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる号給を同日の前日に受けていたものとみなして改正後の刈谷市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第21条又は第22条の2の規定を適用する。

給料等の支給方法に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第14号

給料等の支給方法に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給方法に関する規則（昭和52年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第5条の4を第6条とする。

第9条の2中第2項を削り、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第15条の2第3項の市長が規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第9条の2第4項を次のように改める。

4 次に掲げる場合には、条例第15条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

（1）条例第15条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

（2）条例第15条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

第11条第1号中「100分の210」を「100分の315」に改め、同条第2号中「100分の100」を「100分の150」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

刈谷市会計年度任用職員の給与の決定及び支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 1 5 号

刈谷市会計年度任用職員の給与の決定及び支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

刈谷市会計年度任用職員の給与の決定及び支給方法等に関する規則（令和元年規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「第 1 0 条の 2」を「第 1 0 条」に改める。

第 2 7 条第 2 項中「) とする」を「) (その額が 2, 6 1 0 円を超えるときは、2, 6 1 0 円) とする」に改め、同条第 3 項ただし書中「5 5, 0 0 0 円」を「1 5 万円」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「額」の次に「(その額が 7, 1 4 0 円に通勤所要回数に乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額)」を加える。

別表第 3 項の部歯科衛生士の項の次に次のように加える。

保育園等巡回支援指導員		2	18	2	22
-------------	--	---	----	---	----

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

刈谷市職員の扶養手当支給規則をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第16号

刈谷市職員の扶養手当支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、扶養手当の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 新たに条例第9条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(認定及び決定)

第3条 任命権者は、前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を認定し、扶養手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。同条第2項に規定する場合においても、同様とする。

2 任命権者は、前項の規定による認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期、終期及び変更)

第4条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第9条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以後の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第2条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届

出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（支給方法）

第5条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

刈谷市職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第17号

刈谷市職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則

刈谷市職員の住居手当支給規則（昭和46年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条の3」を「第10条の2」に改める。

第6条を第7条とする。

第5条第1項中「第10条の3第1項」を「第10条の2第1項」に改め、「欠くに至った日」の次に「(市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以後の日で市長が定める日)」を加え、同項ただし書中「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「第10条の3第1項」を「第10条の2第1項」に改め、同項に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第4条第4項中「第10条の3第1項」を「第10条の2第1項」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「第10条の3第1項」を「第10条の2第1項」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第4条とする。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第2条第1号中「第10条の3第1項第1号」を「第10条の2第1項第1号」に改め、同条第2号中「第10条の3第1項第2号」を「第10条の2第1項第2号」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(権衡職員の範囲)

第2条 条例第10条の2第1項第2号の市長が規則で定める職員は、刈谷市職員の単身赴任手当支給規則（平成18年規則第22号）第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動（新たに給料表の

適用を受ける職員となった者にあつては当該適用)の直前の住居であつた住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

刈谷市職員の管理職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第18号

刈谷市職員の管理職手当支給規則の一部を改正する規則

刈谷市職員の管理職手当支給規則（昭和37年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条の4」を「第10条の3」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

刈谷市職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第19号

刈谷市職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則

刈谷市職員の通勤手当支給規則（昭和34年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「55,000円」を「15万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前から引き続き職員に支給されている交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員に対する通勤手当については、なお従前の例による。

刈谷市職員の単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第20号

刈谷市職員の単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

刈谷市職員の単身赴任手当支給規則（平成18年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「配偶者」の次に「(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第5条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第1号から前号までの規定中「公署を異にする異動」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」と、「第2条」とあるのを「前項」と、「当該異動」とあるのを「当該適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

第5条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第11条の2第3項の市長が規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情とする。

第7条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第8条第1項に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第9条第1項中「欠くに至った日」の次に「(市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以後の日で市長が定める日)」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

刈谷市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 2 1 号

刈谷市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市職員退職手当支給条例施行規則（昭和 5 0 年規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号ロ」を「第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号」に、「様式第 1 4 号の 3」を「様式第 1 4 号の 2」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号ロ」を「第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号」に、「様式第 1 4 号の 4」を「様式第 1 4 号の 3」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条中第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

様式第 1 4 号の 2 を削り、様式第 1 4 号の 3 を様式第 1 4 号の 2 とし、様式第 1 4 号の 4 を様式第 1 4 号の 3 とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

刈谷市出納職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第22号

刈谷市出納職員に関する規則の一部を改正する規則

刈谷市出納職員に関する規則（昭和51年規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会事務局における課の項中「における課」の次に「及び室」を、「課長」の次に「及び室長」を加える。

別表第2学校給食センターに所属する分任出納員の項の次に次のように加える。

学校教育課に所属する分任出納員	学校教育課の所管に係る登録費用及び傷害保険料の収納に関すること。
-----------------	----------------------------------

別表第2生涯学習課に所属する分任出納員の項中「及び講座受講料」を「、講座受講料及び傷害保険料」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

刈谷市ふれあいの里条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 2 3 号

刈谷市ふれあいの里条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市ふれあいの里条例施行規則（平成 8 年規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 刈谷市中心身障害者福祉センターの部すぎな作業所の項中「5 0 人」を「6 0 人」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

刈谷市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第24号

刈谷市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

刈谷市建築基準法施行細則（昭和56年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「法第6条第1項第4号」を「政令第148条第1項第1号又は第2号」に改める。

第5条第1項中「の規定によるし尿浄化槽」を「に規定するし尿浄化槽又は政令第32条第1項に規定する合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）」に、「し尿浄化槽調書」を「浄化槽調書」に、「建築主事」を「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」に改め、同条第2項中「し尿浄化槽の」を「浄化槽の」に、「し尿浄化槽工事完了報告書」を「浄化槽工事完了報告書」に、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条第3項中「（第88条第1項において準用する場合を含む。）」を削る。

第6条中「第88条第1項」を「第87条の4又は法第88条第1項」に、「建築物又は工作物」を「建築物、建築設備又は工作物」に、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第10条第1項中「第88条第1項」を「第87条の4又は法第88条第1項」に、「建築主事」を「建築主事等」に改め、同項第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）省令別記第8号様式による申請書の第2面

第10条第2項中「第88条第1項」を「第87条の4又は法第88条第1項」に、「建築物」を「建築物、建築設備又は工作物」に、「第3条の4第1項各号に定める書類」を「第3条の5第3項第1号イからハマまでに定める書類（省令別記第2号様式の第4面から第6面までによる書類を除く。）」に改める。

第18条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第19条第1項中「第88条第1項」を「第87条の4又は法第88条第1項」に、「計画通知」を「計画の通知」に改め、同条第2項中「第5条第2項、第6条及

び第10条」を「第6条並びに第10条第1項及び第3項」に、「第88条第1項」を「第87条の4又は法第88条第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第10条第1項第2号中「別記第8号様式による申請書」とあるのは「別記第42号の7様式による計画通知書」と、同項第3号中「別記第10号様式による申請書」とあるのは「別記第42号の9様式による計画通知書」と読み替えるものとする。

第19条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第5条第2項の規定は、法第18条第20項の規定に基づき完了の通知（法第18条第2項の通知に係る工事に係るものに限る。）をしようとする場合に準用する。
- 3 第5条第4項の規定は、法第18条第4項の規定に基づき計画の通知をしようとする場合に準用する。

第19条に次の1項を加える。

- 5 第10条第2項及び第3項の規定は、法第18条第4項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき確認済証の交付があった場合に準用する。この場合において、第10条第2項中「第3条の5第3項第1号イからハまで」とあるのは、「第8条の2第7項第1号イからハまで」と、「別記第2号様式の第4面から第6面まで」とあるのは「別記第42号様式の第4面から第6面まで」と読み替えるものとする。

様式第2号及び様式第2号の2を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

浄化槽調書			
			年 月 日
刈谷市建築主事等 建築主 住所..... 氏名..... 電話(.....)..... 刈谷市建築基準法施行細則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。 記			
※	確認済証番号及び 確認済証交付年月日	第 号	年 月 日
1	設置場所		
2	設計者の資格、住所及び氏名 建築士事務所名	() 建築士 第 号 電話 () - () 建築士事務所 () 第 号	
3	浄化槽工事業者 (特例浄化槽工事業者)の住所、氏名、登録(届出受理)番号等	愛知県知事(登届)第 号 登録(届出受理)年月日 年 月 日 電話 () -	
4	浄化槽設備士の住所、氏名、免状交付番号等	第 号 交付年月日 年 月 日 電話 () -	
5	浄化槽を設置する建物の用途等	用途 延べ面積又は戸数	平方メートル 戸
6	浄化槽の名称		
7	構造方法の区分	<input type="checkbox"/> 昭和55年建設省告示第1292号第 第 号 <input type="checkbox"/> 建築基準法第68条の25に基づく構造方法等の認定 認定番号 認定日 年 月 日	
8	処理方法	方式	
9	処理能力	日平均汚水量 人槽 m ³ /日	10 水質 BOD mg/l以下
11	JIS A 3302による 処理対象人員算定 算	(処理対象人員 人)	
12	放流場所	<input type="checkbox"/> 側溝 <input type="checkbox"/> その他()	13 放流方法 <input type="checkbox"/> 自然放流 <input type="checkbox"/> 汲上げ放流
14	建築基準法に基づく型式適合認定等	<input type="checkbox"/> 型式適合認定(法第68条の10) <input type="checkbox"/> 型式部材等製造者の認証(法第68条の11) 認定番号 認定日 年 月 日	
15	浄化槽法に基づく型式認定	認定番号	認定日 年 月 日

- 備考 1 ※印欄には、記入しないこと。
 2 便所及び浄化槽の位置並びに屋外排水管路径路を明示した配置図を添付すること。ただし、確認申請図書に記載されている場合は、この限りでない。
 3 「14欄」又は「15欄」の認定を取得していない浄化槽の場合は、前項の添付図面のほかに各室の容量及び汚水量等の計算書、浄化槽構造詳細図を3部ずつ添付すること。

様式第2号の2（第5条関係）

浄化槽工事完了報告書			
		年 月 日	
刈谷市建築主事等		建築主 住所..... 氏名.....	
刈谷市建築基準法施行細則第5条第2項の規定に基づき、下記の浄化槽の工事が完了したので報告します。			
記			
1	確認済証番号及び 確認済証交付年月日	第 号	年 月 日
2	設 置 場 所		
3	浄化槽の名称		
4	構造方法の区分	<input type="checkbox"/> 昭和55年建設省告示第1292号第 第 号 <input type="checkbox"/> 建築基準法第68条の25に基づく構造方法等の認定 認定番号 認定日 年 月 日	
5	処 理 方 法	方式	
6	処 理 能 力	日平均汚水量 人槽 $\text{m}^3/\text{日}$	7 水 質 BOD mg/ℓ 以下
8	建築基準法に基づ く型式適合認定等	<input type="checkbox"/> 型式適合認定（法第68条の10） <input type="checkbox"/> 型式部材等製造者の認証（法第68条の11） 認定番号 認定日 年 月 日	
9	浄化槽法に基づく 型 式 認 定	認定番号	認定日 年 月 日
10	浄化槽工事業 者（特例浄化槽工 業者）の住所、氏 名、登録（届出受 理）番号等	愛知県知事（ $\frac{\text{登}}{\text{届}}$ —）第 号 登録（届出受理）年月日	電話（ ） — 年 月 日
11	浄化槽設備士の住 所、氏名、免状交付 番号等	第 号	電話（ ） — 交付年月日 年 月 日
12	完了確認年月日	年 月 日	
13	使用開始予定年月日	年 月 日	

様式第 3 号及び様式第 7 号中「刈谷市建築主事」を「刈谷市建築主事等」に改める。

様式第 8 号中「刈谷市建築主事」を「刈谷市長」に改める。

様式第 11 号中 「刈谷市長」を「刈谷市長」に改める。
刈谷市長 を 刈谷市長
刈谷市建築主事 刈谷市建築主事等
」 」

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

給料等の支給方法に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 2 5 号

給料等の支給方法に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

給料等の支給方法に関する規則の一部を改正する規則（令和 4 年規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「附則第 9 条第 2 項」を「附則第 9 条第 6 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。